

概要版

第3期千早赤阪村 男女共同参画推進計画

令和8年度～令和17年度



令和8年3月
千早赤阪村

1 計画策定の趣旨と背景

1 策定の趣旨

本村では、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、平成18年3月に「千早赤阪村男女共同参画推進計画」、平成28年3月には「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」を策定しました。

令和7年度で「第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画」が満了となることから、計画の実績等を基に千早赤阪村の特徴をとらえ、新たな課題や社会状況の変化に対応し、男女共同参画に関する施策をさらに推進するため、「第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する行動計画であるとともに、「千早赤阪村男女共同参画推進条例」第10条に定められた計画です。

また、国の第5次男女共同参画基本計画や大阪府のおおさか男女共同参画プラン等を踏まえるとともに、第5次千早赤阪村総合計画を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図るものとしします。

さらに、本計画の一部は、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含します。

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

2 基本理念

多様な幸せ（well-being）を実現できる千早赤阪
～互いを尊重し、誰もが自分らしく生きられる村～

3 施策の内容と具体的取り組み

基本目標Ⅰ 誰もが多様な選択ができる男女共同参画社会 実現のための意識づくり

すべての人が性別にかかわらず平等に尊重される社会をつくるためには、男女共同参画の意識形成や性の多様性への理解が必要です。学校や認定こども園等において啓発活動を行うなど、幼いころからの意識形成を図っていきます。また、家庭や地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

項目	現状値（R7）	目標値（R17）
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （住民意識調査結果より）	30.8%	50.0%
「社会全体」において男女平等だと感じる人の割合 （住民意識調査結果より）	15.8%	30.0%

基本施策① 学校・園における男女平等教育の意識づくり

固定的な性別役割分担意識は、学校や家庭、地域社会など、幼少期からの長い間に形成される傾向があります。こうした固定観念を防ぐため、幼少期から男女共同参画意識を育てることが重要です。幼児教育や学校教育の中で、人権尊重の理念を基盤に、男女平等の意識を育てる取り組みを進めます。また、男女共同参画の視点を踏まえたメディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを行います。

基本施策② 家庭や地域における男女共同参画

すべての人が社会的に構築された性別に縛られることなく、それぞれの個性や能力を活かして「自分らしく」生きることができるよう、家庭や地域において男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。



基本目標Ⅱ 性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり 【千早赤阪村女性の職業生活における活躍の推進に関する計画】

人々のライフスタイルや価値観も多様化する中、性別や年齢を問わず、仕事と家事・育児・介護等を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解や取り組みを促進します。社会の活力の維持に向けて、地域や職場などさまざまな分野ですべての人がその能力を最大限に発揮できるよう働きやすい環境を整備するとともに、地域や職場における女性の参画を推進します。

項目	現状値（R7）	目標値（R17）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 （住民意識調査結果より）	70.2%	85.0%
庁内男性職員の育児休業取得率 （取得者数/対象者数）	100%	100%

基本施策① 職業生活における活躍支援

男女が対等な立場で働く社会をめざし、就労条件が男女平等の視点から設計されるように、働く場での均等な機会と待遇の確保に関する周知を継続して実施します。



基本施策② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが自らの希望に応じた働き方を実現することができる、働きやすい職場環境を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知するとともに、育児、介護などの事情を抱える人々に対し、各種法制度の周知を行います。

基本施策③ 男性の家事、育児、介護への主体的参画の促進

夫婦がともに育児について理解し、共有できる環境づくりを支援するとともに、育児に関する様々な問題や不安を解消するため、こども家庭センターを中心とした支援の充実を図ります。

また、高齢者や障がいのある人には、介護や支援が必要になっても地域で安心して生活を送ることができるように、地域全体で支える体制を構築します。



基本目標Ⅲ あらゆる分野における男女共同参画の推進

すべての人が性別や立場にかかわらず、個性と能力を発揮できるよう施策や方針決定の場において男女共同参画を進めるとともに、庁内でも率先して男女平等を推進し、職員一人ひとりが意識を高めながら、安心して働ける環境づくりをめざします。

項目	現状値（R7）	目標値（R17）
庁内審議会等における女性委員の登用割合	19.0%	30.0%
庁内の管理職における女性比率	25.0%	38.4%

基本施策① 施策・方針決定の場での男女共同参画

すべての分野の施策や方針決定の場において、一方の性に偏ることなく、多様な意見を反映できる仕組みを整え、男女共同参画を推進します。

また、女性に対し、研修や講座への参加を促進することで、女性が様々な場面でリーダーシップを発揮できる環境づくりを進めます。



基本施策② 庁内における男女共同参画の推進

あらゆる事業を実施する際には男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。村職員に対しても研修等を通じて、男女共同参画の周知及び啓発を行っていきます。



基本目標Ⅳ 多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる 環境づくり

暴力を許さないという意識を社会全体に根づかせ、DVや性暴力、ハラスメントなどの未然防止と早期対応を進めます。関係機関との連携を強化し、被害者が安心して支援を受け、自立できる環境づくりをめざします。

また、困難を抱える女性が孤立することなく必要な支援につなげられるよう、庁内連携を強化するとともに、住民一人ひとりが生涯を通じて健康でいられるよう、男女特有の健康課題に関する知識の普及や、自分の健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう支援します。

項目	現状値（R7）	目標値（R17）
DVに対して相談した人の割合 （住民意識調査結果より）	46.4%	75.0%
DVに対して公的機関等に相談した人の割合 （住民意識調査結果より）	3.6%	7.2%
女性相談支援員の配置	0人	1人以上

基本施策① あらゆる暴力やセクシュアルハラスメント等の根絶 【千早赤阪村DV対策基本計画】

暴力は重大な人権侵害であり、決して容認されるべきではないものです。この認識を社会全体に広め、すべての住民がその重要性を理解できるよう啓発に取り組みます。特にDVやセクシュアルハラスメントに関して正しい理解を広めるための啓発活動を推進するとともに、被害者の早期発見・対応を可能にする仕組みを整備します。



基本施策② 様々な困難を抱える人々への支援強化

【千早赤阪村困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】

障がいのある人、高齢者、部落差別（同和問題）の当事者、在日外国人、性的マイノリティなどに対する差別や社会的排除の経験に加え、性的な被害や女性特有の問題など、様々な困難を抱える人（また、おそれのある人）の社会的・経済的な課題に対応するため、生活の安定と経済的自立をめざした支援が必要です。日常生活における多様な相談を受ける体制を充実するとともに、援助を必要とする人たちに対し、適切な支援を行うとともに、すべての人が安心して暮らせるよう人権を尊重した施策を推進します。



基本施策③ 生涯を通じた男女の健康への支援

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の考え方を社会全体で広く共有するための意識啓発を進めます。男女がともに高い関心を持ち、正確な知識や情報を得られるよう、認識を深めるための施策に取り組みます。

また、生涯を通じて住民の健康を支えるために、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化する健康課題に対応した支援が必要です。ライフステージに応じた適切な健康づくりを推進し、住民が安心して心身ともに健康に過ごせる取り組みを進めます。

基本施策④ 防災における男女共同参画

すべての住民が安全で安心できる生活を送れるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動を積極的に推進し、地域全体の防災力を高めることをめざします。

災害時の影響が性別によって異なることを踏まえ、避難所の運営等において女性の視点を取り入れることが必要です。女性や子ども、高齢者など多様な立場に配慮した避難所運営が行えるよう取り組みます。

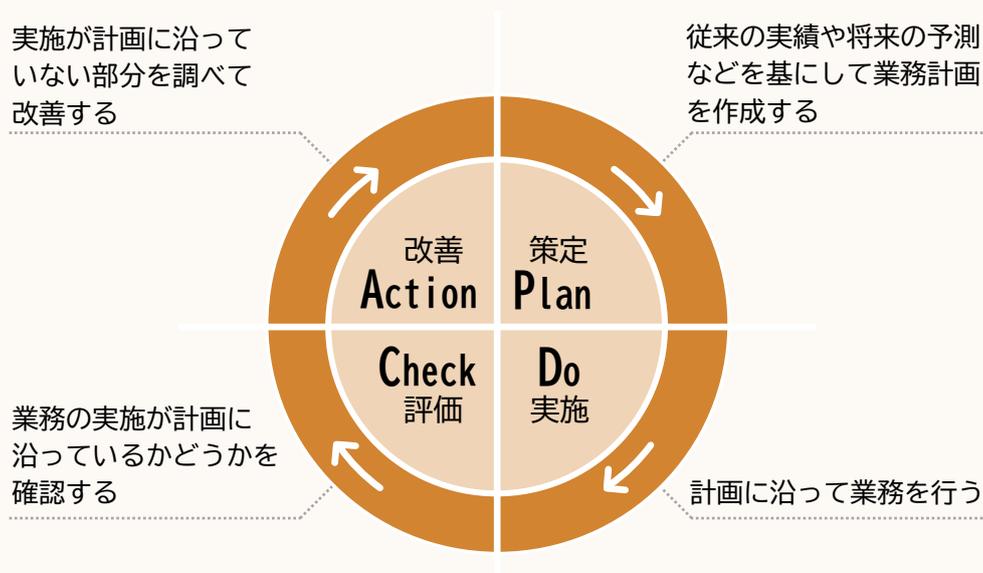


4 計画の推進

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が住民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくためには、各課との連携・協力のもとに、全庁的な取り組みが必要です。

また、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、村、住民、事業者、教育関係者の理解と協力のもと、計画を推進していくとともに、国・府・近隣市町との連携を深め、施策の充実を図ります。

P D C A サイクルのイメージ



第3期千早赤阪村男女共同参画推進計画（概要版）

令和8年3月

発行：千早赤阪村

編集：千早赤阪村 民生部 住民課

〒585-8501 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

T E L 0721-26-7116 F A X 0721-72-1880